

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 11 月 9 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700313号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700257号

第1 結論

請求者のA社における平成24年12月25日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成24年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年12月25日

A社から請求期間に支払われた賞与について、厚生年金保険の記録では、年金額に反映されない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該記録を年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給与台帳、振替伝票及び同社名義の普通預金通帳により、請求者は、請求期間である平成24年12月25日に賞与の支払を受け、標準賞与額の上限である150万円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700314号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700258号

第1 結論

請求者のA社における平成24年12月25日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成24年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年12月25日

A社から請求期間に支払われた賞与について、厚生年金保険の記録では、年金額に反映されない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該記録を年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給与台帳、振替伝票及び同社名義の普通預金通帳により、請求者は、請求期間である平成24年12月25日に賞与の支払を受け、標準賞与額の上限である150万円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700275号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700259号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者の取得年月日を昭和36年8月1日、喪失年月日を昭和37年9月1日とし、当該期間の標準報酬月額については、昭和36年8月から昭和37年7月までは1万4,000円、同年8月は2万4,000円とすることが必要である。

昭和36年8月1日から昭和37年9月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年8月頃から昭和37年9月頃まで

請求期間において、A社に勤務していたが、事情があつて氏名を「B」、生年月日を「昭和*年*月*日」として厚生年金保険の加入手続をしてもらつた。

A社における「B」の厚生年金保険被保険者記録を、私の年金記録として認めてほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及びA社に係る事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、請求者が同社における厚生年金保険の手続時に使用していたとする氏名(B)及び生年月日(昭和*年*月*日)と一致する厚生年金保険被保険者記録(取得年月日は昭和36年8月1日、喪失年月日は昭和37年9月1日)が確認できる。

一方、A社の元事業主及び複数の元同僚は、「請求者は、請求期間の頃において、A社に勤務していた。」と回答している上、請求者が、同社の元同僚3人の勤務期間等を陳述しているところ、前述の被保険者名簿において、請求者の陳述と符合する元同僚3人の被保険者記録が確認できることから、請求者が、請求期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

また、A社の複数の元同僚が、同社には請求期間当時、B姓の従業員はいなかったとしているところ、同社の元事業主は、「請求期間当時、当社の従業員は、請求者がB名で厚生年金保険に加入していることは知らなかったと思う。請求者は、当時、実名で公の手続ができない事情があつたことから、請求者から申出されたB名で厚生年金保険の加入手続を行った。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、前述の厚生年金保険被保険者記録は、請求者の記録とすることが妥当であり、A社の事業主は、請求者が昭和36年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、昭和37年9月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行つたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述のオンライン記録及び被保険者名簿の記録から、昭和36年8月から昭和37年7月までは1万4,000円、同年8月は2万4,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700376号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700261号

第1 結論

請求者のA社における平成19年7月6日の標準賞与額を21万2,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月6日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年7月6日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年7月6日

年金事務所からA社の賞与に係る照会文書が届き、年金記録を確認したところ、平成19年7月6日に支払われた賞与に係る標準賞与額の記録がないことが分かった。

請求期間に賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたことを確認できる賞与支給明細及び預金取引明細表を提出するので、当該期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支給明細及び預金取引明細表並びにA社から提出された賞与支給明細一覧表により、請求者が、請求期間に21万2,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700349号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700260号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和38年8月1日から昭和40年9月1日まで

私の母(以下「訂正請求記録の対象者」という。)は、B社を退職後、すぐにA社に勤務したが、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

調査の上、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の元従業員の陳述から、訂正請求記録の対象者が、請求期間の頃に、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、訂正請求記録の対象者が、請求期間において厚生年金保険被保険者として負担すべき保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、A社は、「請求期間当時の資料を保管しておらず、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除したか否かは不明である。」旨回答している。

また、A社において請求期間に被保険者記録のある元従業員に照会したところ、自身の同社の入社時期と同社における厚生年金保険の加入時期が異なっていると回答又は陳述した者が複数いることが確認できる。

さらに、請求期間においてA社に勤務していた者として請求者及び請求期間に被保険者記録のある元従業員から名前の挙がった4人全員について、同社における厚生年金保険被保険者記録において、当該記録が見当たらないことから判断すると、同社では、請求期間当時、厚生年金保険への加入に係る取扱いについて、事由は定かではないが、必ずしも入社と同時ではなかったことがうかがえる。

加えて、前述のA社における入社時期と厚生年金保険の加入時期が異なっていたと回答又は陳述していた複数の元従業員は、入社から厚生年金保険に加入するまでの期間に係る厚生年金保険料の控除について、控除されていなかった又は不明としており、当該元従業員の保険料控除の状況から、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料控除をうかがうこともできない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。